

総務建設経済常任委員会会議記録

1. 期日 平成 30 年 6 月 4 日 (月) 開会 9 時 30 分
閉会 10 時 47 分
2. 場 所 第 1 委員会室
3. 付議事件
- ①神奈川県最低賃金改定等についての陳情 (平成 30 年陳情第 2 号)
 - ②二宮町税条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第 38 号)
 - ③行政手続条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第 37 号)
4. 出席者 野地委員長、善波副委員長、桑原委員、二宮委員、杉崎委員、柳川委員、二見議長
- 執行者側
- ①都市部長、産業振興課長、商工観光班長
 - ②町長・副町長・政策総務部長・戸籍税務課長・課税班長
・都市部長、産業振興課長、商工観光班長
 - ③町長・副町長・政策総務部長・総務課長・庶務人事班長
- 傍聴議員 7 名
一般傍聴者 0 名

5. 経過

①神奈川県最低賃金改定等についての陳情 (平成 30 年陳情第 2 号)

委員長 本陳情について、議会基本条例第 15 条の規定により、陳情者の意見を聞くこととしたいと思うがご異議ないか。

(異議なしとの声あり)

ご異議なしと認める。日本労働組合総連合会神奈川県連合会西湘地域連合の齊藤政和様より提出され、本日は西湘地域連合専従事務局次長の諸星様にご出席をいただいている。それでは 10 分程度にまとめて趣旨説明をお願いします。

<趣旨説明> (日本労働組合総連合会神奈川県連合会西湘地域連合 諸星氏)

諸星氏

陳情の趣旨の (1) から (3) は、昨年とほぼ同様であり、新たな部分について補足する。昨年はニッポン一億総活躍プラン等の文言であったが、今年は「経済財政運営と改革の基本方針 2017 年」及び「未来投資戦略 2017」を入れさせていただいた。どちらも閣議決定されており、年率 3%程度を目途として、名目 GDP の成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより全国加重平均が 1000 円

になることを目指すと明記されている。中小企業の賃上げ状況として、今までは大手追従、もしくは大手準拠だったが、2年連続して中小が大手を上回る結果だった。金額は少ないが、300人未満の組織と300人以上の組織では賃上げで交渉して組織として勝ち取った部分について、300人未満では1,373円。300人以上では1,327円で、46円が300人未満の組織の方が上回っている。これ以外で連合として一般的に生活するためにはいくら必要かと計算したところ、神奈川県では1,080円であった。だからといってすぐに1,080円にしてほしいということではない。現状の956円では1日8時間働いても200万円未満であり、ワーキングプアだということを認識していただきたい。神奈川県労働局から出された数字だが、常用パートの求人状況では、最低が1,088円で最高が1,218円である。連合が言うリビングウェイジの1,080円を上回っているのが現状である。なにとぞ真偽のほど願う。補足説明は以上である。

＜陳情者に対する質疑＞

桑原

3点質問する。最低賃金についてだが、本社が東京にあり、現状は神奈川の事務所で働いている場合は、最低賃金はどちらになるのか。地域別最低賃金が、なぜ都道府県ごとに異なるのか教えていただきたい。全国的な最低賃金の上昇に伴い、正社員の基本給も上がるのか教えていただきたい。

諸星氏

1点目については、基本的に事業所が置かれている所の賃金を適用する。2点目については、地域差が様々な面で影響しており、最低限で生活していくというのは、地域によって基準値が異なる。どうしても、全国一律ということにならない。過去に京都府で同じ府の中でも2つの最低賃金を採用していたことがあり、かなり混乱したと聞いている。3点目については、パートと社員の賃金が連動するという事は統計には無いが、これ以下で働いてはいけないという数値が上がるということなので、仮に社員が最低以下の時給単価に相当する社員がいれば、必然的に上がっていくということである。

桑原

今回、時間給956円になったが、実働時間を短縮することで、956円以上にするという企業もあるが、これについてどう思うか。

諸星氏

企業努力について私がどうこういうことではないが、昨年、賃金構造基本統計調査について厚生労働省が出したものであり、16業種の統計をとっており、最低時給でも1,002円となっており、すでに1,000円を超えている。

杉崎

陳情の趣旨についてだが、金額の記入がされていないがなぜか。裏のページには1,080円以上が必要だと書いてある。この1,080円引く956円で、毎年26円上がるとなれば5年かかる。なぜ金額を入れないのか理由を教えていただきたい。

- 諸星氏 連合としては1,080円が目標であるが、いきなり上げるのは様々な面で影響がある。政府指針で出されている3%は確実に上げていただきたいとあえて数値というものは入れていない。
- 杉崎 3%は分かるが、3%とするよりも実際の数字を入れた方が分かりやすいのではないか。連合の方々の考えが3%で良いのかもかもしれないがいかがか。
- 諸星氏 これについては連合神奈川で議論した。この件については来年以降の検討材料にさせていただきたい。
- 委員長 他に質問の方がいなければ私が質問する。時給が上がるのは良いが、年末になると扶養手当の中で働きたいと時間を気にされる方がいるという話を聞く。この件の賃上げについてはどう思うか、もしくは、制度的に何かあったら教えていただきたい。
- 諸星氏 12月になって時間調整して扶養の対象から外れるという問題である。130万の壁、105万の壁等と言われているが、こちらとしては、時給が上がっていくので、扶養の下限、今は105万や130万となっているものを上げていくべきだろうと国会、厚生労働省への制度要求の働きかけは行っている。賃上げと違い、マスコミがなかなか取り上げてくれず、運動はしているが、なかなか認知していただけない。
- 委員長 事情は理解したが、賃上げ、賃上げと言ってもそちらとの関連があると、例えば陳情内容にこの件も含めて提出することはできないものか。
- 諸星氏 これについても先ほどの金額の明記の件とともに連合神奈川で検討させていただく。

< 執行者側への参考質疑 >

- 桑原 先ほどの2問目の質問と同じ質問をするが、二宮町ではパートの方に956円以外で短時間に設定をして支払うことはあるか。例えば、8時間から5時間とかで時間調整をして956円以上払うことはあるか。
- 産業振興課長 町の臨時雇用の場合、様々な職種があり、必ず8時間なり、7時間45分働いているものではない。一番多いのが6時間で、その方の時給を上げるからといって、時間数を少なくすることはしていない。
- 休憩 9時45分
(傍聴議員の質疑：渡辺、小笠原 各議員)
再開 9時55分

<意見交換>

なし

<討論>

なし

<採決>

委員長

それでは陳情第2号を採決する。陳情第2号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員と認める。よって陳情第2号は採択と決定した。次にこの意見書案の作成についていかがするか。

(正副委員長一任との声あり)

正副委員長一任との声があったので、意見書案の作成については、正副委員長に一任願いたいと思うがご異議ないか。

(異議なしとの声あり)

ご異議なしと認める。よってそのように決した。以上で陳情第2号の審査を終了する。

休憩 9時57分

再開 9時58分

②二宮町税条例の一部を改正する条例（町長提出議案第38号）

<補足説明>

委員長

二宮町税条例の一部を改正する条例について町長提出議案第38号を議題とする。執行者から補足説明がありましたらどうぞ。

政策総務部長

二宮町税条例の一部を改正する条例についてだが、地方税法等の一部改正、及び生産性向上特別措置法の創設に伴い、二宮町税条例の一部を改正する。戸籍税務課長より説明する。

戸籍税務課長

今回の町税条例の改正をさせていただく内容は、地方税法の附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は零とする、という規定を新たに加えるものである。この地方税法の附則第15条第47項は、この4月に地方税法が改正された中で、新たに規定されたものである。内容については、5月23日に交付された「生産性向上特別措置法」の規定により、市町村が基本計画を策定し、それに基づき、中小事業者等生産性の向上が認められると認定された、一定の要件を満たす設備投資を行った場合において、それに対する固定資産税は、今回は償却資産になるが、3年間で2分の1からゼロまでの範囲で軽減することができるものである。これに対して、先の議会全員協議会で、二宮町の基本計画に当たるものを、産業振興課

より説明した。これは、二宮町導入促進基本計画である。2分の1からゼロまで軽減することができるというものをゼロにするについては、この措置に伴い、国から中小企業に支援される、ものづくり補助金を優先的に採択されるために、町としては6月までに条例に定め、特例率をゼロとして規定することが条件だとされている。また、条例で定めた特例による減収額の75%までが、普通交付税の算定に加味されるとされている。特例の適用期間だが「生産性向上特別法」が施行されてから、平成33年3月31日までの期間に取得したもので、平成31年度から平成36年度の間3課税年分が対象となる。最後に条例の施行日の関係だが、今話したとおり、「生産性向上特別措置法」の施行日は、まだ未確定な状況であることから、施行に合わせて対応できるように、法制上このような手法が、認められていることから、この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行するとさせていただき、いわばこの条例の施行日を定めるだけの規則を作って対応するものとしている。

<質疑>

二宮

固定資産税をゼロにした場合、二宮町における想定した事業所数について、予定で固定資産税の額が分かれば教えていただきたい。情報提供をしないと、中小企業が分からないと思う。商工会に入る、入らないにかかわらず、全ての方に情報提供することに対して、どのようにするのか。中小企業の年率3パーセント以上の労働生産性の向上を見込むことで、先端設備の導入計画を作るということは聞いている。それはどのように導入するのか伺う。

産業振興課長

事業所数についてだが、挙手方式なのでどのくらいの企業が活用するか数を把握していない。二宮には中小企業という枠資本金が1億円以下の法人で従業員数が1,000人以下の個人事業主が800企業ある。このうち減価償却の固定資産を入れている企業が230ある。その方たちが、機械を入れ替えれば対象になる。情報提供について商工会と連携して行い、ホームページでお知らせする。今導入計画について国とすり合せをしている。国の認定がもらえればホームページ等で皆さんにお知らせする。

課税班長

固定資産税の税額だが、今年度の予算額14億3,500万で、償却資産が予算1億9,300万ある。この予算の中には、市町村長が決定する部分、総務大臣、県知事から決定される部分もあるが、市町村長が決定する分は4,700万ほどを見込んでいる。今回特例を受けるにあたりどのくらい減額になるかということだが今回の規定の中で減価償却資産の機械装置、工具、器具の取得額に最低金額があり160万円以上、30万円以上等の取得された資産が対象となっている。現時点でこちらを最低金額と見込んでいるが、最低金額の機械装置、工具、器具を揃えて300万ほどかかった場合、この一年間の減価償却を見ると課税標準額は270万円になり、これに税率をかけると3万7,800円になり、この額が減額となる。これはあくまでの最低取

得額であり、事業主によれば、3,000万や5,000万で取得した場合は、取得額に応じ減額される税額は倍増になる。

二宮 現在の段階で、やりたいという事業所はどのくらいあるのか。ホームページで紹介するということだが、問い合わせはあるのか。

産業振興課長 現時点で町内に2社ある。その他に商工会に制度の問い合わせがあると聞いている。全くこの方を使わないということは無いと予想している。

委員長 他に質問のある方いるか。

桑原 導入促進基本計画について問う。この作成は自治体に義務はあるのか。

産業振興課長 義務というよりは「ものづくり補助金」を使う企業がいて、今回の生産性特別措置法を適用するために必ず必要なものである。県内では全ての市町村が行うと聞いている。

桑原 「ものづくり補助金」についてどのような場合に優先採択がされるのか教えていただきたい。

産業振興課長 優先採択について国が示しているのは、採択の審査をする時に、導入基本計画を作っていること、税条例の減免がゼロで、条例改正がされている市町村を優先することのことである。

委員長 他に質問のある方いるか。

杉崎 戸籍税務課長の説明だが、3年間ということでは最後に受けるのは36年までのことではどうか。議会全員協議会でいただいた資料で言っているが、主なスケジュールだが、30年5月市町村導入基本計画素案の作成とあり、7月に中小企業に対し交付決定とあるが、随時やらないのか。なぜ急いでいるのか。3年間続いているので急ぐ必要がないのではないのか。導入計画のハードルが高いようだが。二宮町導入促進基本計画（案）2ページに旧モデル比で1%以上向上することを証明できる設備とあるが、メーカーの取り扱い説明書でしか証明できないのではないのか。次のページの4先端設備導入計画で3%以上向上するかということだが、これは分からないのではないのか。二宮町の商工会に確認を受けというが何の確認を受けるのか。商工会でできるのか。人材がいるのか。先端設備導入計画を作成し、提出するというが、ハードルが高いと思われるがいかかがか。

産業振興課長 スケジュールについてだが、国で年間予算が決まっている。ちなみに平成30年度「ものづくり補助金」について、約1千億である。それを全国の中小企業で取り合う。これは早い者勝ちである。そう考えると一番始めの交付決定は7月で、7月交付決定をしたか

ら、7月中に機械を入れなければならないというわけではなく、その年中に入れてればよい。税金は1月1日にかかる。そこら辺の融通はきく。導入基本計画だが旧モデル比で1%、こちらについては工業会が、かなり数があるのでどれかに申し込むと、認定書を発行するとのことで、中小企業庁から工業会に指導がいつている。そういったもので確認ができる。生産労働制が3%向上するかとのことだが、商工会と相談しながら進めている。商工会で年に数回、中小企業診断士を入れており、確かめていただくことも可能とのことである。

戸籍税務課長

先ほどの確認だが、平成33年3月31日までの期間に取得したものである。適応期間が31年度から36年度までの3課税年分である。

杉崎

文言には厳しく書いてあるが、商工会に任せればよいことか。用意をしていて4月1日に結ばばよいのか。政府の言うことなのであてにならないが、31年4月1日、32年4月1日、33年4月1日に申請すればもらえる確率が高いことか。町工場でやっている方が多いと思うが、商工会でも局長が努力していると思うが、漏れがないようにお願いします。

産業振興課長

新しく始まるものなので、必ずしもとは言えない。通常補助金というものは4月1日ではなく、正式に国がお金を用意し、それから募集が始まる。おそらく5月、6月に募集があるものと考えている。

議長

導入促進基本計画について策定中とされているが、いつまでに策定されるのか。これは議会を通さないものなのか。ホームページに「地域未来促進法」とあるがどんなものか教えていただきたい。

産業振興課長

導入促進基本計画については町で作成し、国の認定を受ける。先月の議会全員協議会でお話した内容で国へ送る準備をしている。国は、まだ施行日が決まっていないので、法が施行された日から正式に計画を受け付けて認定していただけるということになっているので、国も大急ぎで行うと回答は受けた。しかし、具体的なこと、どのくらいということはまだ答えていただけない。地域未来促進法については、国から広く周知を図ってほしいとのことで市町村のホームページに、とのことだった。より具体的となったら、商工会、関係機関を通じて企業に周知を図る。

議長

国がこの法律を施行するにあたり、通常国会が6月22日までだが、それを通さないといつになるのか申請者が迷うが、そのところは分かるか。

産業振興課長

生産性特別措置法については5月の中旬に参議院を通過し、公布は5月23日にされている。あとは、施行日を待つだけである。そこは大丈夫である。

委員長 他に質問がなければ、この後休憩にし、傍聴議員の発言を許可する。

休憩 10時25分
(傍聴議員の質疑：添田議員)
再開 10時30分

＜討論＞

なし

＜採決＞

委員長 それでは議案第38号を採決する。議案第38号を原案のとおり可決とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員と認める。よって議案第38号は可決と決定した。以上で議案第38号の審査を終了する。

休憩 10時31分
再開 10時37分

③二宮町行政手続条例の一部を改正する条例（町長提出議案第37号）

＜補足説明＞

政策総務部長 行政手続条例の一部を改正する条例について、今回、適用除外の規定の中から、補助金等の交付の決定、その他の処分を削るものである。詳細については総務課長より説明する。

総務課長 補助金の制度の見直しについては、第4次二宮町行政改革大綱に掲げており、平成30年4月の補助金交付規則の全面改正に向けて、調査・研究を進めてきたところであるが、その過程で補助金の交付決定・取り消し・返還等は私法上の贈与契約に類するものであって、行政処分には該当しないということが確認された。なお、補助金交付規則についてはこの点も考慮した中で、既に財務課において全面改定を完了し、この4月1日から施行しているところである。今回改正する、二宮町行政手続条例は、行政手続法の趣旨に則り、処分、行政指導、届出等に関する手続きについて共通する事項を定めたものとなっている。その中で条例の適用除外を11項目定めており、その1つとして、補助金等の交付の決定その他の処分というものが挙げられている。つまり、現在の規定では、補助金の交付決定等、処分として捉えた上で行政手続条例の適用除外としているが、そもそも補助金の交付決定等は、処分に当たらないということが確認できたことから、処分等の手続きを定めている行政手続条例から、補助金に関する条文を削るものである。今回の条例改正による影響だが、元々行政手続条例の適用除外とされていたため、影響はない。

＜質疑＞

桑原 行政手続条例について、権利、利益を保護することが目的だと言

われているが、この法律について教えていただきたい。

庶務人事班長

国にも、行政手続法というものがあり、国はその法に基づき、町で言えば、町民の方から何かしらの決定を求めて、申請が上げられてくるが、申請に対して町は内容を検討して、決定するのか、不決定とするのか、そういった一連の手続きを定めた条例である。中には当然、申請内容に齟齬があったりして認可できない、許諾できないというものに対して、不利益処分と言って相手に対して権利に制限をかけたりする内容といった町の手続きに関する流れをこの条例で定めている。

桑原

行政指導を受けた時は、必ず守らなければならないのか。

庶務人事班長

私たちが行う行為として、処分行為というものがある。先ほど説明した決定や決定しないといった行為である。処分行為という言葉の他に、今議員が言われた行政指導という言葉があるが、法律に則った基準に適合しない場合や、違法性がある場合には処分を以って行うが、その前段階のようなもので、改善して下さい、是正して下さいという処分には該当しない行為である。

杉崎

ずっと何十年も間違っていたということか。それとも考え方が最近になって変わったということか。

総務課長

行政手続条例は平成9年にできた条例になる。今回なぜ、処分行為に該当しないということが分かったかと言うと、そういった判例が出ているということである。他の市町村がどうなっているかも調べてみたが、今でも条例に載っているところもあれば、載っていないところもあり、考え方は分かれているところである。調べた中では、行政手続条例ができた当初、国から、準則とって見本のようなものが示されるのだが、そこに補助金等が含まれていた。それに倣って作った条例が多く、気がついた市町村は、その時点から外したり、元々載せなかったりしたという状況のようだ。今回気がついたので提案させていただいた。

休憩 10時45分

(傍聴議員の質疑：根岸)

再開 10時46分

<討論>

なし

<採決>

委員長

それでは議案第37号を採決する。議案第37号を原案のとおり可決とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員と認める。よって議案第37号は可決と決定した。以上で議案第37号の審査を終了する。

閉会 10時47分